

岐阜県職員倫理憲章 治山課実行計画

平成18年7月に発覚した不正資金問題に対する深い反省と再発防止への固い決意とともに、岐阜県職員としての基本理念を示すために平成18年12月28日に制定した「岐阜県職員倫理憲章」の内容を実践していくため、下記のとおり治山課実行計画を定めます。

平成31年4月1日

1 法令を遵守するとともに、自らを厳しく律します。

- ・ 法令に照らして判断・行動し、疑惑や不信を招くことのないよう努めます。
- ・ 不当な圧力や働きかけに左右されることなく、誰にでも公平、公正に対応します。

【取組事項】

- 地方公務員法が定める守秘義務や、情報公開制度、個人情報保護制度の趣旨等を職員に徹底し、情報の適正な管理、取扱いに努めます。
- 職務上利害関係がある者との会食や遊技、金銭・贈答品の譲受等の行為については、「岐阜県職員倫理規程」にて規制されている旨、職員に徹底するとともに、職務上面談が必要な場合においても、オープンスペースにおいて、職員2人以上で対応することを原則とします。
- 過去の不祥事案を題材に職場研修等を実施し、公務、私生活を問わず、「県民の信頼を裏切る行為」に対しては、厳しい処分が課されている現実について、職員の認識を深めます。
- 職務執行に対する不法・不当要求には、職員個人や担当窓口のみの対応に任せず、所属全体で対応するとともに、危機管理部門等関係部署との連携を密に協働して対処に当たります。
- 林地開発許可制度、保安林制度など「許認可事務」に際しては、法令を遵守するとともに、公平・公正をモットーに、県民に対して透明性の高い業務運営に努めます。
- 治山事業の実施に当たっては、公平性及びその実施プロセスの透明性を図ります。

2 税の重みを深く認識し、無駄のない行政を進めます。

- ・ 経費の節減を徹底し、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めます。
- ・ 前例にとらわれず、常に業務を点検しながら見直しを図ります。

【取組事項】

- 予算化された事業であっても、「予算の残し方事例集」等を活用し、徹底的な経費の縮減に努めます。
- 事務用品の在庫管理の徹底、再利用の促進、両面・縮小コピーの積極的な活用などにより、事務経費についても一層の縮減を図ります。
- 職員の時間管理意識の徹底や管理職員による組織マネジメント、職場内での工夫による業務改善により効率化を図り、時間外勤務の縮減に努めます。
- 治山事業の実施に当たっては、事業の効率的執行に努めます。
- 県有林は、県民全体の財産として、適正かつ効率的な管理に努めます。

3 県職員としての自覚を高め、質の高い行政サービスを提供します。

- ・ 専門的な能力・知識と、幅広いものの見方・考え方の修得に努めます。
- ・ 法的根拠や仕組みを理解し、迅速・丁寧に業務を進めます。

【取組事項】

- 日頃から、所管業務に関する知識の習得など、自己研鑽に努めます。
- 新聞やインターネット等から、国や他県の動向などの情報収集を積極的に行うとともに、職員全員で情報共有を図り、迅速かつ効果的な事業の執行に役立てます。
- 林地開発許可制度、保安林制度の運用に際しては、各種研修会へ積極的に参加するなど自己研鑽に努め、法的根拠や制度の仕組みを熟知するとともに、迅速・適正な業務の運営に努めます。
- 治山事業の実施に当たっては、法的根拠や技術基準、設計・積算の仕組みを熟知するとともに、自己研鑽に努め、適正な事業の執行に努めます。

4 常に危機に備える意識を持ち、事故や不祥事を防止します。

- ・ マニュアルを整備するなど、日頃からのチェック体制を確立します。
- ・ どのような情報にも細心の注意を払い、組織としていち早く対応します。

【取組事項】

- 各種危機管理対応マニュアルを参考にしながら、想定される事案ごとに連絡方法や役割分担を定めるなど、所属内の危機管理体制を整備します。
- あらゆる情報に常に細心の注意を払い、いち早く不祥事等の危機を察知し、上司への迅速な状況報告と適切な対応により、問題発生を未然に防止します。
- 衛星画像データの活用や積極的な森林パトロールにより、森林の違法開発などの不適正事案の早期発見に努力するとともに、対応マニュアルに基づき早期解消に努めます。
- 治山事業の実施に当たっては、土地所有者の把握に万全を期すとともに、土地所有者に対して土地使用の承諾、保安林等の指定の理解が得られるように努めます。

5 問題発生時には、事実をありのままに公表し、迅速かつ誠実に対応します。

- ・ 正確な情報の把握・公表に努め、責任の所在を明確にした上で問題の拡大を防ぎます。
- ・ 徹底した原因究明を行い、適切な再発防止策を講じます。

【取組事項】

- 問題発生時には、所属長の統一的な指揮のもと、速やかな情報収集・報告・分析や、応急対策（被害の拡大防止、2次災害の防止等）の実施等に当たります。
- 森林の違法開発事案については、県民に対して必要十分な情報を提供するため、定期的に県政記者クラブへの資料提供、インターネット上での公表を行います。

6 職員が一丸となって、風通しのよい組織風土をつくります。

- ・ 自分の職責にとらわれず、知恵を出し合い、自由な議論ができる職場をつくります。
- ・ 不都合な情報こそ速やかに包み隠さず明らかにできる組織をつくります。

【取組事項】

- 係長会議や係内の打ち合わせなどを通じて、業務の進捗状況等について情報共有を図るとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて意見交換を行います。
- 管理職員は、定期的な職員面談を実施し、職員の日頃の考えや悩み等の把握に努めるとともに、気軽に議論・意見具申できる雰囲気づくりに努めます。
- 森林管理業務については、地区担当制により各担当の責任を明確にすることで、現地機関との一体性を図り、不都合な情報の素早い伝達の実現、難しい問題を自由に議論できる体制づくりを進めます。

7 県民のひとりとして、積極的に地域や社会に貢献します。

- ・ 地域での活動に積極的に参加します。
- ・ 環境問題などの社会を取り巻く身近な課題に率先して取り組みます。

【取組事項】

- 職員全員が一つ以上の地域活動等（地元消防団、自治会等の地域活動、ボランティア活動等）に参加し、それを通して得た「ひとりの県民としての目線」を日々の業務にフィードバックします。
- 時間外勤務を縮減するとともに、年次休暇の計画的な取得の促進等により、職員が地域活動等に参加しやすい職場環境づくりに努めます。

8 県民との対話を大切にし、県民とともに「確かな明日の見えるふるさと岐阜県づくり」に取り組みます。

- ・ 県政全般にわたる情報を分かりやすく、積極的に公開します。
- ・ 積極的に現場に出かけ、県民の意見や考えをお聴きし、政策・施策に活かします。

【取組事項】

- 情報発信に当たっては、県のホームページやマスコミなど、多様な広報媒体を効果的に活用するとともに、お役所言葉、専門用語など、形式的で堅苦しい表現を避け、県民目線で、誰にでも分かりやすい、丁寧な表現に心掛けます。
- 「林地開発許可申請の手引き」や「保安林のPRパンフレット」などを配布するとともに、各種研修会の開催、森林所有者等への普及・啓発に努めるなど、県民との対話や情報提供に努めます。
- インターネットによる「山地災害危険地」の情報提供など、県民の皆様への情報提供に努めます。